

最近の政策提言一覧（平成18年10月～同19年3月※1）

番号	政策提言の内容 (提言先の省庁)	提言を受けた省庁の対応 (平成19年3月31日現在)	消費者政策担当課長 会議の開催※2
1	<p>「ヘナ配合の白髪染めをうたった商品について」</p> <p>1. 商品テストの概要 ヘナを使用した商品には、薬を乾燥、粉碎したパウダー状のものやパウダーあるいはエキスを配合したクリーム状のものその他シャンプーなどがある。いずれも色素成分が髪たんぱく質に結びつき、髪を傷めず白髪を染めることをうたっており、数種類の色の中から希望の色を選択できる商品もある。国民生活センターのPIO-NETにはヘナに関する相談が寄せられており、「全く染まらない」や「安全性が心配」などの他「頭皮がかぶれた」といったものもある。 そこで、ヘナを配合して白髪染めをうたった商品の染毛性能の評価を行うとともに、ヘナ特有の色素の含量及びアレルギーの原因となる染料を使用していないか、また、皮膚への安全性について調べた。 (平成18年9月6日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成18年9月提言) ①ヘナとうたった商品でもヘナ色素ローソンがほとんど検出されない銘柄がみられ、染毛性能も低かったことから、誤認を招く表示を改善するよう指導すること。 (提言先:公正取引委員会事務総局取引部景品表示監視室) ②使用時にはパッチテストを実施する旨の表示をするよう指導を要望する。 (提言先:厚生労働省医薬食品局安全対策課、監視指導・麻薬対策課)</p>	<p>○公正取引委員会</p> <p>① 国民生活センターから提供された情報を、今後の景品表示法違反事件調査に活用。</p> <p>○厚生労働省</p> <p>② 平成18年9月6日付で、各都道府県、関係団体等に対し、厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「ヘナ及びヘナ由来物を含有する頭髪用化粧品類等の使用上の注意事項について」(平成18年9月6日薬食安発第0906001号、0906002号)を発出し、ヘナ及びヘナ由来物を含有する頭髪用化粧品類及び洗髪用化粧品類について、当該製品に係る容器又は外箱等に、使用者に対するアレルギー等の皮膚障害への注意喚起に関する記載の充実を図るよう指導したところである。</p>	<p>有</p> <p>(平成18年11月1日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(公正取引委員会、厚生労働省)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p>
2	<p>「シュレッダーの安全性にかかわる情報について」</p> <p>1. 調査、商品テストの概要 「2歳8ヶ月の女兒が、シュレッダーに手の指を挟んで9本切断した」との情報が静岡県消費生活センターから国民生活センターに寄せられた。PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)にも「シュレッダー」による手指の傷害にかかわる子どもの事故が過去3件寄せられており、それらの被害の重篤性に鑑み、事故の原因、海外の文献・事例等について調査を進め、シュレッダーの安全性にかかわる総合的な情報を提供することとした。 そこで、事故同型品を含め家庭で使われる可能性のあるシュレッダー16銘柄を選び安全性にかかわるテストを行った結果、乳幼児の模擬指が投入口に引き込まれ、切断されるものが16銘柄中7銘柄あった。 (平成18年9月15日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成18年11月提言) 子どもの事故を防止するため安全性に関するガイドラインや規格の策定等を行うこと。 (宛先:経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課)</p>	<p>○経済産業省</p> <p>シュレッダーを対象品目(電気用品名「文書細断機」とする電気用品安全法において、技術基準の改正中(平成19年3月29日パブリックコメント終了)。今後 TBT 通報を経て公示・施行する予定。主な改正内容は下記のとおり。</p> <p>○注意表示の要求 文書投入口の近傍に、使用上の注意事項をわかりやすい方法で表示すること。</p> <p>○安全インターロックの操作の制限 誤って安全インターロックを解除してしまわないような構造(容易に手の届く場所への設置の防止)にすること。</p> <p>○使用者がすぐに電源を遮断することができるスイッチを設置すること。</p> <p>○危険な可動部に対する試験用プローブによる試験の要求 文書投入口から細断機構まで容易に指が届かないよう考慮し、設計すること。</p> <p>以上の改正内容については、事業者に対して技術基準の遵守を徹底するよう呼び掛ける予定。</p>	<p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p>
3	<p>「自転車用空気入れの安全性について」</p> <p>1. 商品テストの概要 国民生活センター危害情報システムには、自転車用空気入れを使用中に部品が折れたり外れたりしてけがをしたという事例が寄せられている。これらは握りを押し下ろすなど動きが早い操作中に起きていることが多く、骨折</p>	<p>○経済産業省</p> <p>自転車用空気入れの製造事業者を会員とする社団法人自転車協会に対し、自転車用空気入れ製造に係る品質確保につき指導し、同協会会員あてに注意喚起を行った。また、我が国で販</p>	<p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p>

	<p>など重傷となるケースが目立つ。また、空気入れのタイプとしては、最も普及しているフートポンプタイプ(握りを垂直に押し下ろすタイプ)での事故事例が多い。</p> <p>そこで、フートポンプタイプの空気入れについて、強度を中心とした安全性のテストを行い、消費者へ情報提供することとした。</p> <p>(平成18年10月6日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成18年11月提言)</p> <p>事故防止のため品質管理の徹底や品質改善などについて関係業界への指導を行うとともに、今回のテスト結果や現状の商品を踏まえて、JIS規格の改正を行うこと。</p> <p>(宛先:経済産業省製造産業局車両課・商務情報政策局消費経済部製品安全課)</p>	<p>売される自転車用空気入れの多くが中国製及び台湾製となっている現状に鑑み、関係団体を通じて、中台両国の該当製造事業者団体会員あて注意喚起を行った。</p> <p>自転車用空気入れに関する現行のJIS規格「JIS D9455 自転車用空気ポンプ」について、財団法人自転車産業振興協会に対して製品の安全性確保の上で見直すべき規格事項の検討を促した。これを受け、同協会では、平成18年12月以降、同JIS規格の改正案の検討を行っている。</p> <p>また、所管団体である財団法人製品安全協会のSG制度においても、技術基準の見直しを行った。</p>	
4	<p>「スプレー缶製品の使用上の安全性について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>塗料、殺虫剤など、スプレー缶製品(エアゾール製品)は日常生活のさまざまなところで使われている。一方で、国民生活センター危害情報システムには、2000年度以降「スプレー缶」に関する事故事例が211件寄せられ、事故は後を絶たない。そこで、事故事例を分析して事故の再現テストを行い、事故に至るメカニズムを検証した。その結果、使用方法によって①凍傷や凍結、②引火、③爆発や破裂の事故が起こる可能性があることがわかった。テスト結果をもとに、スプレー缶製品の使用上の安全性について、消費者へ情報提供を行った。また、スプレー缶の適切な廃棄方法についても情報提供を行った。</p> <p>(平成18年11月8日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成18年12月)</p> <p>①廃棄方法の周知徹底とともに、使用者の事故防止の観点から、より安全な廃棄方法で全国的な統一がなされる方向で検討を行うこと。</p> <p>②ガス抜き時の事故事例が未だに寄せられていることから、ガス抜きが容易にできる構造の導入を指導すること。</p> <p>(宛先:環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)</p> <p>③高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの表示が記載されていないものがあつた。適正な表示を指導すること。</p> <p>(宛先:経済産業省 原子力安全・保安院 保安課)</p>	<p>○環境省</p> <p>①、② 中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会(座長:大阪市)においてエアゾール缶製品等の適正処理に向けて検討するとともに、経済産業省とともに政府広報等により、エアゾール製品等のリサイクルに向けた適正な排出について、消費者への周知を実施した。</p> <p>エアゾール製品等業界に対しては、エアゾール製品の充填物を安全に排出する工夫を求めてきた結果、平成19年4月を目途に中身排出機構(充填物を容易に排出できる装置)等を装着した製品へ転換されることとなった。</p> <p>○経済産業省</p> <p>③ 高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの表示の記載に関して、NITEを通じて事実関係を確認した。NITEからの報告に基づき、平成19年4月に、適正な表示を行っていなかった当該エアゾールの輸入販売者に対して、改善指導を行った。</p>	<p>有</p> <p>(平成18年12月26日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(環境省、経済産業省)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p>
5	<p>「若者のマルチ取引の相談増加について」</p> <p>1. 調査の概要</p> <p>PIO-NETに寄せられた消費生活相談のうち、マルチ取引に関する相談は、2001年度以降、毎年20,000件前後の相談が寄せられており、2005年度は21,544件と前年度に比べ増加した。契約当事者は20歳代が多く、学生が契約したケースが増加しており、最近の相談では、商品等を購入する際、消費者金融の利用を勧められたケースも目立つ。</p> <p>そこで、消費者被害の未然・拡大防止を図るため、特に若者がトラブルに遭った相談事例等の情報提供を行った。</p> <p>(平成18年11月8日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成18年12月)</p> <p>①社会的知識・経験が不十分で継続的な定期収入もない学生に対して連鎖販売取引を勧誘すること、特に消費者金融等を利用して勧誘を行うことは適合性の原則に照らして問題があり、連鎖販売取引における禁止行為が行われた場合の対応を強化すること。</p> <p>②友人・知人から「食事をしないか」「久しぶりに会わないか」等と誘われ、実際に会うと、連鎖販売取引の勧誘が始まり断れない状況だった、というケースが見られる。最初のアプローチの段階で、連鎖販売取引の勧誘を行う旨を明らかにするよう検討すること。</p> <p>③中途解約に当たって、特定負担が権利や役務の場合、事業者が既にすべて提供済みである等と主張して返金を認めないケースが見られる。特定負担が権利や役務の場合も中途解約の効果が得られるよう検討すること。</p>	<p>○経済産業省</p> <p>①～④ 平成19年3月に、学生等に消費者金融から金銭を借り入れさせて、契約を締結させる等の特定商取引法違反行為を行っていた事業者に対して業務停止命令を行う等、厳正な行政処分を行っている。</p> <p>○金融庁</p> <p>⑤ 国民生活センターより、具体的事例について情報提供を受け、全国貸金業協会連合会に対し、各貸金業協会を通じて、個別貸金業者へ一般的な事例紹介と注意喚起をするよう要請した。</p>	<p>有</p> <p>(平成18年12月26日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(経済産業省、金融庁)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p>

	<p>④クーリング・オフの場合、使用した商品の代金や、連れて行かれた講習会の費用を請求される場合がある。しかし消費者にとって試しに商品を使用したことによる利益や講習会に出席したことによる利益はないと思われる。更に商品代金を基に清算することにより、実質的に消費者に負担が生じる。クーリング・オフした場合の解釈をより明確にすること。</p> <p>(宛先:経済産業省消費経済政策課)</p> <p>⑤以下について、消費者金融会社及び業界団体に周知・指導すること。</p> <p>若年層から消費者金融に融資の申し込みがあった場合、年齢、職業、使用目的等を確認し適合性の問題がないか等厳しく審査を行うこと。特に連鎖販売取引において、継続的な定期収入がない学生に対し過剰とも思える融資を行っている例が見られる。学生であるにもかかわらず、学生ではないと申告させるケースも見受けられるので、審査を慎重に行うこと。</p> <p>(宛先:金融庁監督局総務課金融会社室、総務企画局企画課信用制度参事官室)</p>		
6	<p>「高麗人参を主原料とした「健康食品」について」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には、高麗人参を含む「健康食品」についての危害情報が約5年間で103件寄せられている。高麗人参を主原料とした「健康食品」について、身体作用のある有効成分の量を市販の医薬品と比較した。また、残留農薬などの安全面についてもテストを行った。さらに使用する際の注意表示や含まれる高麗人参由来成分量の表示などを調べ、その傾向を分析した。</p> <p>(平成19年1月10日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年2月)</p> <p>①高麗人参を食品に使用する際、有効成分量や注意表示に関するガイドラインを作成するよう指導すること。</p> <p>②栄養機能食品としての表示が不十分な銘柄について、適切な表示が行われるよう指導すること。</p> <p>③ジンセノサイド量から医薬品として問題があると思われる銘柄があったので、改善するよう指導すること。</p> <p>④残留農薬について適正に指導すること。</p> <p>(宛先:厚生労働省 医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室 厚生労働省 医薬食品局監視指導・麻薬対策課 厚生労働省 医薬食品局食品安全部監視安全課)</p>	<p>○厚生労働省</p> <p>① 従来より、「いわゆる健康食品」の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について(平成17年2月28日食安発第0228001号)により、一日当たりの摂取目安量については、当該食品が含有する成分に応じ、科学的根拠に基づき設定して表示することや、過剰摂取等による健康被害の発生が知られているもの又はそのおそれがあるものについてはその旨を表示すること等、適切な運用がなされるよう都道府県等及び関係業界に対し周知徹底を図っているところである。</p> <p>② 栄養表示基準に適合しない食品があるかどうかは、都道府県等と協力し、食品衛生監視員等が食品の収去等を行って判断しており、栄養表示基準に適合しない場合や内容に誤りがある場合等には、随時指導を行っているところである。</p> <p>なお、栄養機能食品については、平成17年2月に制度の見直しが行われ、栄養機能食品である旨の表示と併せて機能を表示しようとする栄養成分名を表示すること、バランスのとれた食生活に関する注意表示をすること等が義務づけられたところであるが、平成18年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入された栄養機能食品の表示については、経過措置としてそのような義務の対象外とされている。</p> <p>③ 当該製品の製造販売業者に対し、所管の都道府県を通じて立入検査を行ったところ、当該製品は承認規格に合致していることが確認されている。</p> <p>しかしながら、平成18年4月に改正された第15改正日本薬局方(平成18年厚生労働省告示第285号)においては、当該製品の原料であるニンジンのジンセノサイド含有量が新たに定められており、その経過措置期間が平成19年9月30日までとされていることから、早急に新薬局方に対応させるよう指導を行ったところである。</p> <p>④ 提言を受け、平成19年1月11日、関係自治体に対し、当該製品について、食品衛生法上の基準への適否に関して調</p>	<p>無</p> <p>(複数省庁に跨がる案件ではないため)</p>

		<p>査を依頼した。これまでの調査結果からは、農薬等の残留基準値に係る経過措置、原材料での適合性を勘案すると、食品衛生法違反と判断されるものはないと関係自治体から報告を受けているところである。</p>	
7	<p>「中食のフライについて」</p> <p>1. 商品テストの概要</p> <p>最近、メタボリックシンドロームなど健康との関わりから、脂質の摂り方については注目されている。一方で、中食としてよく利用されるフライは、脂質の多い惣菜であるが、表示がほとんどないため脂質の量や使用されている揚げ油の種類についての情報があまりない。また、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には、フライ類に関して「油の酸化が心配」「食べたら嘔吐、下痢をした」などの相談が寄せられている。</p> <p>そこで、中食のフライについて、脂質の量、質を中心に、揚げ油の酸化などについてもテストし、手作りとの違いや、利用する上での注意点を調べた。 (平成19年2月7日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年2月)</p> <p>①揚げ油の酸化の程度が「弁当及び惣ざいの衛生規範」の目安を超えていたものがあつたので、品質管理を徹底するよう指導すること。 (宛先:厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課)</p> <p>②栄養成分表示に誤差の許容範囲を超えているものがあつたので、改善の指導をすること。 (宛先:厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室)</p> <p>③スーパー等のバックヤードで製造し容器包装した惣菜について、JAS法の表示対象とすること。 (宛先:農林水産省消費・安全局消費・安全政策課)</p> <p>④トランス脂肪酸について、現状の摂取量の調査や、対応についての検討をすること。 (宛先:内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課)</p>	<p>○厚生労働省</p> <p>① 弁当及び惣ざいの製造については、従来より、都道府県等において、「弁当及び惣ざいの衛生規範」(昭和54年6月29日環食第161号)に則り、食品等事業者に対する指導が行われているところである。</p> <p>また、平成19年1月31日、都道府県等に対し、従来より示している衛生管理の指針である衛生規範に従うよう広域流通食品等事業者を指導すること等を通知。(関係食品等事業者団体の長に対しても、本通知内容の周知を依頼。)</p> <p>② 消費者に対する情報提供の観点からは、惣菜等についても栄養成分表示を行うことは一般的に望ましいと言える。</p> <p>一方で、惣菜等については、調理や原料となる生鮮食品(肉、魚、野菜等)中の成分の変動により誤差が大きくなる可能性が高いものもある。</p> <p>いずれにしても、都道府県等の食品衛生監視員等が食品の収去を行い、検査の結果、栄養表示基準に適合しない場合や表示内容に誤りがある場合等には、随時指導を行っているところである。</p> <p>さらに、表示が著しく事実に相違する場合又は著しく人を誤認させるような場合には、健康増進法に基づく虚偽誇大表示として指導・取締を行っている。</p> <p>○農林水産省</p> <p>③ スーパー等のバックヤードで製造し容器包装した惣菜のように、製造したものをその場で消費者に直接販売する場合は、その商品の品質を把握し、かつ、消費者から求められればその商品についての情報を答えられる立場にあることから、JAS法による表示義務の対象外としている。</p> <p>○食品安全委員会</p> <p>④ 平成16年にトランス脂肪酸に関する情報をファクトシートとしてまとめ、ホームページで公開。さらに、トランス脂肪酸の食品中の含有量、摂取量の定量的な把握などの基礎的な調査が少ないことなどから、18年度、日本人のトランス脂肪酸の摂取量を把握するため、食品のトランス脂肪酸の含有量・摂取量に関する調査を実施しているところである。</p>	<p>有</p> <p>(平成19年2月28日開催の消費者政策担当課長会議において、提言先の省庁(厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会)から対応状況について報告を受け、情報共有を図った。)</p>

8	<p>「第三者がとらえた高齢者ホーム」について」</p> <p>1. 調査、研究の概要 利用者支援制度のもと、第三者として介護を要する高齢者が集団で暮らすホームを訪問している人たちが、入居者の暮らしについてどのように見聞しているかを把握し、入居者の権利擁護のあり方を検討するために、2006年8月～9月、調査を実施した。調査を依頼した第三者とは「第三者評価機関の評価者」「地方自治体が派遣する介護相談員」「介護サービス情報公表制度の調査員」「地域福祉権利擁護事業の専門員等」「成年後見人等」である。訪問したホームとは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームである。 調査の結果、高齢者ホームにおける介護サービスの質や権利擁護、第三者の活用、さらに、第三者のチェックの質にかかわる問題点が明らかとなった。 (平成19年3月7日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年3月) ①入居者側からのサービスのチェックが重要 ②第三者のチェックは生活実態を把握したうえでなされることが肝要 ③事業者は、第三者を活用し、自浄に向けた努力が不可欠 ④可能な限り入居者の意思を尊重することが大切 ⑤個人の尊厳を大切にす意識と援助技術の研修の充実が重要 (宛先:厚生労働省老健局, 社会・援護局)</p>	<p>○厚生労働省</p> <p>提言された内容については次のとおり所要の措置を講じているところであるが、今後とも必要に応じて施策を検討するところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス第三者評価事業においては、利用者の生活実態やサービスの特性を踏まえて設定された評価項目に基づき、実施されているところである。 ・福祉サービス第三者評価事業の評価調査者及び地域福祉権利擁護事業の専門員については、倫理観や援助技術に関する内容を含んだ研修を国等により実施しているところである。 ・介護保険法の規定において、認知症高齢者グループホーム等の事業者は、「定期的に外部の者による評価を受けること」、「利用者、利用者の家族及び地域住民の代表等から構成される運営推進会議を設置し、同会議による評価を受けること」等とされている。 ・特別養護老人ホーム等の認可・指定基準において、入所者の意思及び人格を尊重することとしている。 ・平成18年4月よりユニット型特別養護老人ホーム等における職員に対してユニットリーダー研修を行うこととしている。 ・有料老人ホーム設置運営標準指導指針等で入居者等だけでなく学識経験者等の第三者も加えた運営懇談会等の設置によりサービスの内容等についての要望等を反映させる場を設けること等といった所要の措置を講じている。 	<p>無 (複数省庁に跨がる案件ではないため)</p>
9	<p>「利用者と施設長がみた保育サービスの実態」について</p> <p>1. 調査、研究の概要 保育サービスをめぐる変化の中で、保育所等の利用者(保護者)と提供者(施設長)のそれぞれが抱える問題点と課題を消費者の視点から探るため、2006年9月～10月、双方を対象に2つの調査を実施した。本調査における保育所等とは、施設型保育と個別型保育である。 調査の結果、保育サービスの質、保育中の事故、保育料等にかかわる問題点が明らかになるとともに、施設種類ごとにみた保育サービスの格差等が浮き彫りになった。 (平成19年3月7日公表)</p> <p>2. 提言内容(平成19年3月) ①保育サービスの質の向上のためには、専門職の育成と第三者評価の実施が必要 ②安全性に配慮し、事故予防に向けた取り組みが不可欠 ③入園前に、書面によって情報を開示することが必要 ④良質な保育サービスを受けるには、保育スタッフの就労条件をよくすることが肝要 ⑤保育サービスの格差を縮小する取り組みが重要 (宛先:厚生労働省雇用均等・児童家庭局)</p>	<p>○厚生労働省</p> <p>提言された内容については、児童福祉法、児童福祉施設最低基準等に基づき、所要の措置を講じているところである。例えば、児童の安全につき、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」(平成13年6月15日雇児総発第402号)において日頃の職員の協力体制や保護者等の緊密な連絡体制等について周知を図っている。 今後とも、保育内容の維持向上に資するよう必要な予算の確保に努めるなど所要の措置を講じてまいりたい。</p>	<p>無 (複数省庁に跨がる案件ではないため)</p>

※1 これ以前に行われた政策提言については、「消費者基本計画の検証・評価・監視について(平成18年7月26日消費者政策会議)」において、その内容と提言を受けた省庁の対応について公表済み。

※2 提言先が複数省庁の場合、課長会議の議題の対象となる。